

別表 2

第1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	44,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	49,500
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	66,000
	500 m ² 以上	$P \times 22,000 + 66,000$
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	$96,800 + M \times 11,000$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$148,500 + M \times 11,000$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$191,400 + M \times 11,000$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$283,800 + M \times 11,000$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$607,200 + M \times 11,000$
	50,000 m ² 以上	$3,940,200 + M \times 11,000$
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数とする。		

第2 設計住宅性能評価料金(必須評価事項+選択評価分野)

(消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	$44,000 + 2,200S$
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	$49,500 + 2,200S$
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	$66,000 + 2,200S$
	500 m ² 以上	$P \times 22,000 + 66,000 + 2,200S$
共同住宅等	500 m ² 未満のもの	$96,800 + M \times 12,100 + 2,200S$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$148,500 + M \times 12,100 + 2,200S$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$191,400 + M \times 12,100 + 2,200S$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$283,800 + M \times 12,100 + 2,200S$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$607,200 + M \times 12,100 + 2,200S$
	50,000 m ² 以上	$3,940,200 + M \times 12,100 + 2,200S$
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数とする。 2.Sは選択評価分野で1~6とする。		

第3 建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	88,000
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	99,000
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	126,500
	500 m ² 以上	$P \times 70,400 + 126,500$
共同住宅等	500 m ² 未満	$N \times 74,800 + M \times 20,900$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$N \times 106,700 + M \times 20,900$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$N \times 132,000 + M \times 20,900$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N \times 264,000 + M \times 20,900$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$N \times 440,000 + M \times 20,900$
	50,000 m ² 以上	$N \times 874,500 + M \times 20,900$
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数、N は検査回数とする。		

第4 建設住宅性能評価料金(必須評価事項+選択評価分野)

(消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	$88,000 + 2,200S$
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	$99,000 + 2,200S$
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	$126,500 + 2,200S$
	500 m ² 以上	$P \times 70,400 + 126,500 + 2,200S$
共同住宅等	500 m ² 未満	$N \times 74,800 + M \times 25,300 + 2,200S$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$N \times 106,700 + M \times 25,300 + 2,200S$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$N \times 132,000 + M \times 25,300 + 2,200S$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$N \times 264,000 + M \times 25,300 + 2,200S$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$N \times 440,000 + M \times 25,300 + 2,200S$
	50,000 m ² 以上	$N \times 874,500 + M \times 25,300 + 2,200S$
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数、N は検査回数とする。 2.Sは選択評価分野で1~6とする。		

第5 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の加算額 (消費税込)

	(い) 測定を行う化学物質	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	ホルムアルデヒド	45,100
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	67,100
共同住宅等	ホルムアルデヒド	$M \times 22,000 + 23,100$
	ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	$M \times 44,000 + 23,100$
1.M は評価対象住戸数とする。		

第6 他者が設計住宅性能評価を行なった場合の建設住宅性能評価料金への加算額 (必須評価事項のみ) (消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	13,200
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	15,400
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	20,900
	500 m ² 以上	$P \times 10,450 + 20,900$
共同住宅等	500 m ² 未満	$30,800 + M \times 9,900$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$37,400 + M \times 9,900$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$51,700 + M \times 9,900$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$143,100 + M \times 9,900$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$231,100 + M \times 9,900$
	50,000 m ² 以上	$473,300 + M \times 9,900$
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、M は評価対象住戸数とする。		

第7 他者が設計住宅性能評価を行なった場合の建設住宅性能評価料金への加算額
(必須評価事項+選択評価分野) (消費税込)

	(い)床面積の合計	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	13,200+2,200S
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	15,400+2,200S
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	20,900+2,200S
	500 m ² 以上	P×10,450+20,900+2,200S
共同住宅等	500 m ² 未満	30,800+M×11,000+2,200S
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	37,400+M×11,000+2,200S
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	51,700+M×11,000+2,200S
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	143,000+M×11,000+2,200S
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	231,000+M×11,000+2,200S
	50,000 m ² 以上	473,000+M×11,000+2,200S
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数とする。 2.Sは選択評価分野で1～6とする。		

第8 住宅型式性能認定住宅の場合の減算額 (消費税込)

	(い)型式認定に係る床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能評価料金から減ずる額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	1,100
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	2,200
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	3,300
	500 m ² 以上	P×1,100+3,300
共同住宅等	500 m ² 未満	5,500+M×1,100
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	7,700+M×1,100
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	9,900+M×1,100
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	29,700+M×1,100
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	46,200+M×1,100
	50,000 m ² 以上	95,700+M×1,100
1.Pは延床面積から 500 m ² 減じた数値を 200 m ² で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数とする。 また、上記の減ずる額は性能表示項目のうち構造の安定に関すること、劣化の軽減に関すること及び温熱環境に関することの3項目の認定を受けている場合に適用する。		

第9 同一申請者が一定の件数以上の申請をした場合の減算額 (消費税込)

	(い) 床面積の合計	(ろ) 設計住宅性能 評価料金 から減ずる額(円)	(は) 建設住宅性能 評価料金から 減ずる額(円)
戸建住宅	100 m ² 未満	1,100	2,200
	100 m ² 以上 200 m ² 未満	2,200	3,300
	200 m ² 以上 500 m ² 未満	3,300	4,400
	500 m ² 以上	$P \times 1,100 + 3,300$	$P \times 4,400 + 4,400$
共同住宅等	500 m ² 未満	$5,500 + M \times 1,100$	$N \times 4,400 + M \times 4,400$
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	$7,700 + M \times 1,100$	$N \times 6,600 + M \times 4,400$
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	$9,900 + M \times 1,100$	$N \times 9,900 + M \times 4,400$
	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	$29,700 + M \times 1,100$	$N \times 20,900 + M \times 4,400$
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	$46,200 + M \times 1,100$	$N \times 36,300 + M \times 4,400$
	50,000 m ² 以上	$95,700 + M \times 1,100$	$N \times 75,900 + M \times 4,400$
<p>1.Pは延床面積から500 m²減じた数値を200 m²で除した数値(小数点以下第1位を切り上げて、整数とする。)を、Mは評価対象住戸数、Nは検査回数とする。</p> <p>また、適用条件は設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価それぞれにおいて次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅においては、1回の申請における戸数が10戸以上の場合において適用する。 ・共同住宅等においては、1回の申請における戸数が50戸以上の場合において適用する。 			

第 10 建設住宅性能評価に係る遠隔地に該当する地域である場合の加算額
(消費税込)

	(い) 遠隔地の地域	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 25km を超え 50km 以内の地域に存する場合	$N \times 2,200$
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 50km を超え 75km 以内の地域に存する場合	$N \times 4,400$
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 75km を超える地域に存する場合	$N \times 6,600$
1.Nは検査回数とする。		

第 11 室内空気中の化学物質の濃度等の測定に係る遠隔地に該当する地域である場合の加算額
(消費税込)

	(い) 遠隔地の地域	(ろ) 評価料金に加算する額(円)
(1)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 25km を超え 50km 以内の地域に存する場合	8,800
(2)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 50km を超え 75km 以内の地域に存する場合	13,200
(3)	住宅の所在地が業務を行う事務所の所在地から直線で 75km を超える地域に存する場合	17,600

第12 建設住宅性能評価の申請の取り下げ及び解除を行なった場合の返還の額
ただし、戸建住宅においては、第4回目の現場検査を実施した日以降及び
共同住宅等においては、竣工時（最終回）の現場検査を実施した日以降は、
料金を返還しない。
なお、室内空気中の化学物質の濃度等の評価にかかる加算額の返還につい
ては、その手配及び実施状況により、センターと申請者間で別途協議し決
定する。

(イ) 欄 申請の取り下げを行った時期		(ロ) 欄 当該評価料金に乗ずる率
戸 建 住 宅	建設住宅性能評価の申請書を乙 が受理した日から第1回の現場検 査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した 日から第2回の現場検査の前日 まで	0.70
	第2回目の現場検査を実施した 日から第3回の現場検査の前 日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回 の現場検査の前日まで	0.20
共 同 住 宅 等	建設住宅性能評価の申請書を 乙が受理した日から第1回目の 現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した 日から竣工時（最終回）の現場 検査を実施する日の前日まで	$1 - \{ (J \div N \times 0.95) + 0.05 \}$ ※ Jは申請の取り下げの日まで にすでに実施した現場検査の 回数とし、Nは検査回数と する。

第 13 住宅性能評価書の再交付料金

(消費税込)

住宅品質確保の促進等に関する法律施行規則第 4 条第 4 項及び同法第 7 条第 4 項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の料金は、1 通につき 2,200円とする。

第 14 戸建住宅の変更設計住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1 回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表 2 の第 1、第 2 に掲げる料金の 1/2 の額とする。

第 15 共同住宅等の変更設計住宅性能評価料金

対象となる共同住宅等に係る直前の設計住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1 回の変更につき、当該共同住宅等の料金区分に応じ、別表 2 の第 1、第 2 に掲げる料金の 1/2 の額とする。

第 16 戸建住宅の変更建設住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1 回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表 2 の第 3、第 4 に掲げる料金の 1/4 の額とする。

第 17 共同住宅等の変更建設住宅性能評価料金

対象となる住宅に係る直前の建設住宅性能評価をセンターが行っている場合は、1 回の変更につき、当該住宅の料金区分に応じ、別表 2 の第 3、第 4 に掲げる料金の 1/4 の額とする。